

令和2年5月13日

規則第8号

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号）附則第8条に規定する広域連合長が定める日は、令和3年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。